

令和2年度 第4回 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議 議事要旨

- 日 時 令和2年11月17日(火) 午後1時30分～午後3時00分
- 会 場 大田区役所本庁舎 201・202・203 会議室
- 出席委員 佐藤会長、藤原委員、田中委員、丸山委員、藍原委員、瀧委員、森部委員、小野委員、中原委員、富田委員、常安委員、春澤委員、林委員、中村委員、御任委員、富井委員
- 区出席者 今岡福祉部長、酒井高齢福祉課長、浅沼元気高齢者担当課長、小西介護保険課長、大津介護サービス推進担当課長、澤糰谷・羽田地域福祉課長
- 傍 聴 6名
- 欠席委員 深道委員、正林委員、安達委員、松坂委員、塩津委員
- 次 第
- 1 開会
  - 2 福祉部長あいさつ
  - 3 議事
    - (1) 第8期計画(素案)について
  - 4 報告事項
    - (1) 区民説明会・パブリックコメントの実施について
  - 5 閉会

配付資料

- ・令和2年度第4回大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議次第
- ・大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議委員名簿
- ・【資料番号1】おた高齢者施策推進プラン 第8期計画書(素案)
- ・【資料番号2】おた高齢者施策推進プラン(素案)への大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)及び区民説明会の実施について

[議事要旨]

**【開会】**

介護保険課長：それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。今年度第4回目の高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議を執り行いたいと思います。本日司会進行を務めさせていただき、介護保険課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。前回に引き続きまして、会長を含めまして6名の方が Web 参加で、その他の方は会場にお越しいただいております。

それでは、資料確認をお願いいたします。本日の資料ですが、次第、委員名

簿、それから資料番号1の第8期の計画素案、資料番号2、区民説明会・パブリックコメントの実施についてとなっております。もし、資料の不足がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。こちらの資料は11月11日に送付させていただいたところでございますが、本日机上にあります資料をお使ください。

続きまして、欠席委員の報告をさせていただきます。本日、田園調布医師会の安達委員、東京弁護士会の深道委員から、欠席の連絡を頂戴しております。また、大森、蒲田の医師会からおいでいただいております、正林委員、松坂委員、歯科医師会からご出席いただいております塩津委員につきましては、連絡確認中でございます。

それでは、新委員のご紹介に移らせていただきます。地域包括支援センターやぐちの小野様に新しく今回委員の方になっていただけるということで、お引き受けいただきました。それでは、一言ご挨拶いただければと思います。

委員：皆様はじめまして、地域包括支援センターやぐちで管理者をしております、小野と申します。今回から会議に参加させていただきます。現場に出る者として、現場で感じることや、現場から見た視点を持って会議に臨ませていただければと思いますので、本日からよろしく願いいたします。

介護保険課長：ありがとうございます。それでは、次第の2に進みまして、大田区福祉部長よりご挨拶申し上げます。

#### 【福祉部長あいさつ】

福祉部長：福祉部長でございます。着座のまま、お話をさせていただきます。本日はお忙しい中、また、コロナ禍の難しい状況の中、時間を合わせてご参加いただきまして、大変ありがとうございます。今回第4回という形になります。年度の前半は、書面会議ということで皆様方からのご意見を頂戴して参りました。今回は今日と同じような形で、皆様から画面を通して、あるいは直接にご意見を伺うことができました。やはり、書面に比べて、皆様の思いのこもった形でお話を伺うことができ、しっかりと区としても受け止めることが出来ました。パブリックコメント・説明会等にて、区民の皆様には来月、12月にはこの内容を公表するということとなります。そちらに向けて、直前、最後の会議ということになりますので、本日も皆様方から貴重なご意見を数多くいただければと思います。

会長をはじめ、皆様方、本日はどうぞよろしく願いいたします。

介護保険課長：ありがとうございます。それでは続きまして、次第の3、議事に移りたいと思います。今回、Web参加の方にも誰が発言しているかわかりやすいように、会場ではタブレット端末を持参して発言者の顔を映して発言いただく段取りとなっております。このため、発言までお時間をいただくことがございますが、ご容赦いただければと思います。それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【議事】

会 長：皆様こんにちは。ご多忙の中、また、新型コロナ対策であわただしい中でのご参加でございます。ありがとうございます。私自身もコロナの影響で東京に戻ることができずに、宮崎で過ごしております。オンラインでの参加で恐縮であります。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは資料番号1番、第8期計画書の素案につきまして、事務局からご説明をお願ひいたします。

高齢福祉課長：それでは私、高齢福祉課長の方から、資料番号1番、おおた高齢者施策推進プラン、第8期計画書素案について、ご説明を申し上げたいと思います。資料につきましては、お忙しいなか御目通しいただくのは難しかった部分もあろうかとは思いますが、事前にお送りをさせていただいたところでございます。本日も時間は限られておりますので、要点を中心にご説明を申し上げたいと思います。ご理解いただきますよう、お願ひ申し上げます。また、本日新任委員もいらっしゃいますので、少し振り返りの部分も含めましてのご説明になりますことをご承知いただければと思います。

今回の第8期の計画につきましては、表紙に記載のとおり、令和3年から5年の三か年の計画となっております。全体構成としましては、7章の作りとさせていただきます。第1章は「計画の策定にあたって」というところで、計画策定の趣旨、この計画の基本的な性格について、また、策定の体制と方法について、2ページにて記載をさせていただいているところがございます。4ページにお進みいただけますでしょうか。前回もご説明申し上げますが、計画の基本理念につきましては、7期同様、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せるまちをつくります」を8期の計画の基本理念として位置づけさせていただきます。この基本理念を、第6期以降取組を進めてきております地域包括ケアシステムが実現した姿を現すものとして、位置づけているものであります。なお、第8期計画につきましては、本計画の上位計画として位置づけされております大田区地域福祉計画に掲げる、「複合課題に取り組む個別支援」、「支援と共生の地域づくり」の2つの取組みを柱とした「大田区版

の地域共生社会」の実現に向けまして、前回会議でのご審議いただきましたように、その準備期間として、地域共生社会実現の礎となります地域包括ケアシステムのさらなる取り組みを推進していくというプランとして認識をしているところでございます。

5ページをお開きになっていただけますでしょうか。基本目標といたしましては、3点でございます。基本目標1といたしまして、「一人ひとりが生きがいや役割を持っていきいきと暮らせるまち」、基本目標2につきましては、「地域のつながりにより互いにたすけあいながら暮らせるまち」、基本目標3として、「多様なサービスにより、安心して自分らしい暮らし方を実現できるまち」としております。基本目標1では、高齢者の中の全体の約8割以上を占めます、介護や支援を必要としていない、いわゆる元気な高齢者の方々の健康の維持や向上に向けたサポートをさらに進めることによりまして、地域や社会で生きがいや役割を持っていきいきと暮らせるまちを実現していくということを目指しているところでございます。基本目標2では、地域で暮らす高齢者を支えるため、地域の多様な主体がつながることで、複雑化・複合化した世帯や個人の抱える生きづらさや困難さを受け止め、支える新しいサービスやネットワークを構築して参りたいと考えています。そのために、まち全体の互助力・支え合いを高める取組をさら推進していきます。基本目標3につきましては、介護や支援が必要となった高齢者が、地域の中で安心して自分らしく暮らすために、地域の多様な主体により必要なサービスが適切、かつ円滑に提供される体制づくりをさらに推進していくことを目指し、こちらの目標ということにさせていただきます。

次の6ページを見ていただければと思います。これらの計画を推進する基本的視点につきましては、分野を超えた「切れ目のない支援」、「地域力」の活用、また、この新型コロナウイルス感染症対策に見られますように、今までの既存の枠にとらわれない、柔軟な発想に基づきます、「新たな取組の導入」の3点を取組の視点と位置づけさせていただきます。この3つの視点を持ちまして、計画全体を包含する考え方として計画を推進して参りたいと考えてございます。

次に、7ページの5番、大田区の地域包括ケアシステムについて説明しております。こちらの第7期にもございますように、日常生活圏域等々については変更をしております。8ページでは、第8期計画の地域包括ケアシステム構築に向けた取組みで次期の取組の方向性の記載をさせていただきます。第8期計画におきまして、区は高齢者等が抱える不安や、地域の複合的な課題に対して、包括的な支援体制に向けた検討を進めるとともに、地域の多様な主体による介護予防や生活支援が活発に行われ、切れ目なく公的な保険・医療・

福祉サービスされる地域包括ケアシステムの推進に取り組むことで大田区版地域共生社会の基盤づくりを進めていく方針を考えております。

次に、計画の概念図です。前回の会議でもお示したところでございますが、前回のご意見をいただきまして、いくつかの部分の修正をさせていただいております。具体的には例えば、地域の支えのところで、より多様な主体というような委員の皆様の見解等もございましたので、ボランティア団体等を記載したり、あるいは今日もご参加いただいております、シルバー人材センターを含めまして、記載の充実を進めたところでございます。また、今後相談、例えば、地域の住まいの関係で、今大田区の方で設置しております、居住支援協議会等々、さらに対応の機関の位置づけを明確にしまして、地域ネットワークの強化等をイメージをさせていただいた部分でございます。こちらの地域包括ケアシステムの深化を通じまして、地域福祉計画の2つの大きな取組みでございます「複合課題に取り組む個別支援」や「支援と共生の地域づくり」にこのスキームを活かしていき、最終的に地域包括ケアシステムの発展が大田区版地域共生社会の実現に寄与するといったようなものを一表のイメージとして、今回、改めて修正をさせていただいたところでございます。以上が第1章となります。

続きまして、第2章でございます。こちらは大田区の高齢者を取り巻く状況となっております。こちらにつきましては、高齢者の人口、高齢者世帯、認知症高齢者や要支援・要介護認定者数とそれぞれの推移・推計を掲載していくところでございますが、本日のところ、まだ推計値の方はまだ固まり切れておりません。特に、今回は新型コロナの影響が大きいところがございます。推計値の作業に時間をとっているところでございます。本日お示しができず、大変申し訳ございません。皆様方には大変恐縮なのですが、パブコメまでには推計値を固めて掲載となりますので、それをもってご紹介という形になりますことを、この場をお借りしましてお詫び申し上げたいと思います。また、17ページ以降は、昨年度実施をいたしました、「高齢者等実態調査」についての結果を一部抜粋して掲載させていただいております。

続きまして第3章に移っていただきまして、29ページ、日常生活圏域ごとの地域特性です。我々は「地域カルテ」と称しておりますけれども、18特別出張所の日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況や推計、高齢者等実態調査でのリスクの分析、通いの場の団体数やその種類、地域における課題と取組み等々につきまして、31ページ以降に記載をしております。前回は各地区A4で半分の記載でございましたけれども、今回は記載の充実を図らせていただきまして、各地区ごとにA3、見開き一枚で地域の状況を記載をさせていただいております。保険者である区といたしましては、この地域カルテを通じて地域

住民の方や関係機関や団体等に地域課題を共有していただきまして、今後の取り組みなどを考えるきっかけにご活用いただければと考えています。

続きまして、第4章、67ページになります。こちらが、第8期の高齢者福祉施策の展開でございます。67、68ページに基本理念、基本目標、また、それに連なる施策、施策の方向性等を見開きで記載をさせていただいております。今回、先ほどご説明した3点の基本目標に、12の施策を定めてございます。12の施策の内容につきましては70ページ以降の、各施策のページでまとめをさせていただいております。69ページに、今回の各ページの章立ての構成イメージの記載をしておりますので、こちらの活用しながらご説明したいと思っております。ここに書いてございますように、まず上に施策名が来まして、現状と課題、そのうえで、それに対する施策の方向性を記述しまして、そして具体的な事務事業の取り組み内容を記載させていただいているという形で、今回お見せしています。以降、この内容で、各基本目標、施策ごとの事務事業等の記載をさせていただいております。また、例えば、72ページをお開きになっていただけますでしょうか。こちらの部分は施策といたしましては高齢者の就労・地域活動の支援というところで、具体的な事務事業の取り組みといったところで、箱で年度の表記をさせていただいております。この部分もなかなか状況的には厳しい部分もあるのですが、前回のプランですと、継続という言葉で表記をしております、一体何を継続されるのかというところが見えづらいというご意見をいただいております。そこで、もちろん、全てのものが書き切れるわけではございませんが、できるだけ各年度に何を取り組んでいくのかにつきましても記載に務めたところでございます。以降、第8期計画につきましては、83の事業を掲載させていただいております。それぞれの事業につきましては、お時間の都合でご説明の方は割愛いたしますが、あとで、ご意見を頂戴いただければと思います。

そして、次に4章の最後、121ページに計画の進行管理及び評価指標を掲載しております、前回のプランの中ではこの評価指標というものは掲載をさせていただいておりません。ですけれども、今後の進行管理の中で、特にPDCA、Plan、Do、Check、Actionの具体的な取り組みを皆さんと共有していく上で、区がこのプランの中でどんなものを取り組んで行くのかということ、基本目標に対しまして、指標を2から多いところは若干数はございますけれども、掲載させていただいているところでございます。また、評価の部分は、さらに123ページ見ていただければ、こちら評価指標等々、あるいは今後推進会議の中でも各事務事業の実績を報告してまいります。加えて、国の方でも、保険者機能の強化というところで、推進交付金等の関係で評価指標等々にて点検・チェックというのが毎年行われております。これらを総合的に作成しながら、また皆

様方と共有しながら、今後の進行管理を図っていききたいというところで記載をさせていただいております。

以上、4章までが私の説明でございます。5章以下につきましては、介護保険課長からご説明を申し上げます。

介護保険課長：それでは引き続きまして、介護保険課長の方から、第5章以下のご説明を申し上げます。第5章124ページになります。こちらから第7章までが、いわゆる第8期介護保険事業計画に該当する部分でございます。第5章では、現況をおさえるようなものになっております。124ページから、認定率、サービスの利用者、一号被保険者の一人当たりの給付費額といったものを掲載しております。また、平成29年から令和2年にかけて、5歳ごとの認定率の比較などをしており、改善しているというところを読み取れるのではないかと思います。続きまして127ページをおめくりください。こちらは、先ほど酒井の方からご説明申し上げ、指標ということで掲げておりました、健康寿命の取組ということで示させていただいております。要介護2以上の方が少なくなっていけば、当然健康寿命は延びていくのではないかと思います。また、第8期の計画ではこの健康寿命の延伸を一つの目標としまして、フレイルや介護予防といったものにもつなげ、総合事業でもしっかり取り組んでいくということを考えております。

続きまして、128ページをご覧ください。こちらは、介護サービスの利用状況を示しております。令和2年度は、7月までの分を統計として掲載しております。居宅・施設サービスともに新型コロナウイルスの影響によりまして、前年度より若干減少しているというところがございます。続きまして、132ページをおめくりください。こちらは第7期の計画についての実績を表しております。新型コロナウイルスの影響によりまして、通所系の事業が影響を受けております。そういったものが読み取れるところがございます。続きまして、138ページをおめくりください。こちらは、第1号被保険者の一人あたりの月額給付額を載せてあります。大田区としては、東京都全体よりは高いという傾向がございます。また、中には大田区の方が低いものもございます。そういったものも読み取れる資料でございます。

続きまして、第6章、145ページになります。こちらは、これから第8期の計画をどのように進めるかを掲載しております。まだ、厚生労働省から詳細なサービスの単価などの発表がないため、細かいところ、見込みなども空欄のものが多いうところで、ご了承いただければと思います。また、新型コロナウイルスの影響も今後見極めていく必要があるところもございまして、空欄に恐縮でございますが、後々埋めていくというところで、ご容赦いただけたら

と思います。

続きまして、152 ページをご覧ください。こちらは、介護保険の事業費用の見込みでございます。いわゆる一号被保険者の負担率というものを、6 から 7 期の間では、1 %の上昇がございましたが、今回 23%ということで第 7 期と第 8 期の間では変化しないというところでございます。

続きまして、154 ページの方をご覧ください。こちらは、第 8 期の保険料などをお示しする上での考え方などを示しております。こちらから 156 ページにかけて、第 7 期と第 8 期を対比させて掲載する予定でございます。こちらも先ほど申し上げたとおり、まだ人口推計も途中というところ、それから、単価の方も、まだ厚生労働省の方から示されていないということもございまして、推計の途中というところでございます。

最後に、第 7 章、161 ページにつきましては、高額介護サービス事業費の上限、それから、162 ページで、特定入所介護サービス費のことを記載させていただいておりますが、こちらで政令の改定がまだ終わっておりませんので、十分な記載にはなっていないというところでございます。

最後に、資料編ということでつけさせていただいております。ざっとした説明で恐縮でございますが、こちらが先ほどの次第にありました資料番号 1 番、第 8 期のおおた高齢者施策推進プランと第 8 期の計画の素案ということで説明申し上げました。説明は以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。それでは、ただいまご説明がございました計画書素案につきましてご質問・ご意見等頂きたいと思います。よろしく願います。

手が挙がってますね。

委 員 : 大田区薬剤師会です。2 点ありまして、介護保険の審査の方が、ほぼ変わらないような人は審査をしないで一年間延ばすということになっていると思いますが、その辺はどのような数字になっているのか、いつまでそれを続けていくのかというところと、来年までというところであると、来年とても変動がでてくるのかというところです。もうひとつ、このコロナ禍において、通所介護等が減っているというご説明だったのですが、それによって、フレイルになるというのが多々あると思います。それについて、果たしてどのような施策をしていくのかを教えていただければと思います。

会 長 : ありがとうございます。審査の有効期間が延長されると審査できないものですから、今後の見込みをどのように考えているのかということと、デイサー

ビスのような通所系のところが減少しているので、これをそのままにするとフレイルの人が増えてしまうのではないかと、これに対する対応について、どう考えているかについてということだと思います。これについて、事務局の方、よろしくをお願いします。

介護保険課長：それでは、1点目、審査期間の延長についてというところで、ご説明申し上げます。介護保険課長でございます。そちらの方は、厚生労働省から、終期、終わりの時期はまだ示されておりません。ただ、大田区としては、もう調査にも入れておりますし、そういった形で、積極的な、いわゆる干渉というようなことを今はしておりません。ご本人の申し出があれば延長する流れになっております。緊急事態宣言下では、積極的にこちらを利用するように勧めておりました。こちらは、通常今36か月まで認定期間もっておりますが、こういった影響で、最長1年までということなった関係で、来年度は1割増しの3万件を超える水準で、審査の件数が推移すると見ております。そちらは、事前に対策を立てて調査等が取りこぼしのないように準備を進めているところでございます。

通所系の部分につきましては、元気高齢者担当課長からご説明を申し上げます。

元気高齢者担当課長：元気高齢者担当課長でございます。フレイルの進行が危惧されるというご質問に関しまして、お答えをさせていただきます。新型コロナの関係によりまして、6月初旬までいこいの家でしたり、シニアステーションの事業を中止せざるを得ない状況でございました。また、それ以降は、感染対策を講じながら一般介護予防事業等も実施をしているところでございます。しかしながら、フレイルの予防につきましては、地域における様々な活動の活動状況とも大きく関わりがあります。高齢者の活動の機会、参加の機会、皆さんで交流する機会が少ないことは課題と捉えております。そうした状況を踏まえ、現在、地域の活動でどのようなお困りごとがあったのか、また、地域ではどのような課題が生じていたのかなど、実態調査を行いまして、その調査結果を踏まえて今後のフレイルの先送りの支援策につなげていきたいと考えております。以上でございます。

会 長：ありがとうございます。よろしいでございますか。

委 員：はい、今回のプランには、コロナ禍だから仕方ないからということで、盛り

込むようなことはないということでしょうか。

介護保険課長：介護保険課長でございます。人口推計の方は、社会状態がまだ未確定なものがございまして、盛り込んでいない部分はございます。また、各事業者に対する支援というものは、災害の部分で載せてあります。事業所の支援やコロナの関係については、90 ページのところでご覧いただければ記載がございます。

加えて、一点恐縮でございますが補足をいたしますと、先ほど3万件というところを申し上げましたが、ベースの数字は2万8000件から3万件増加するという意味でございます。ご了解いただければと思います。

会 長：今は認定審査が通常に戻っているということ、通常のようにできているということですけど、実は重くなってしまったのに、変更申請をしない、その結果どんどん重くなってしまふ、ということのないように気遣いをいただければありがたいと思います。

それ以外の委員の方々如何ですか。

介護保険課長：会場の委員からご発言がございまして、よろしく願いいたします。

委 員：全体ではよくまとめていただいているかと思いますが、前回は申しましたけれども、今回第8期というのが、来るべき地域共生社会への基盤づくり、準備段階という共通の認識をしていたと思います。確かに、準備段階ですけれども、準備段階といえどもこの3年間にどういう準備をしていくかというところがなかなか見えにくいのではないかと思います。中には、68 ページの一覧表の体系図では、相談支援に関しましては、複合課題に伴走支援を推進しますと書いてはありますが、これはこれまでもやってらっしゃることだと思います。むしろ例えば、地域づくりや社会参加の部分ですとか、いろんな事業で、今は高齢者が基盤でやっていますが、これは延長すると共生化しやすい施策もあるでしょうし、これを高齢者に特化した方がいいような施策もあるだろうというように、いろいろとこの3年間に業務の棚卸をする必要があるかなと思います。そういった棚卸をしつつ、それに関して検討、ワークショップのようなところで、もう少し深掘して、どことどこが共生ができるか、連携ができるかといったようなところや、具体的な準備をどう進めていくかというようなところも、報告書の中で明確にいただければありがたいと思います。

その流れとしましても、区民の方も文章を見てもあまりわからないと思いますので、前半のところにありますポンチ図が、一番アピール性があると思います。その中で、ちょっと右の大田区版地域共生社会に向けてのところも、歯

車があって説明が書いてあるのですけれども、高齢者の区民同士が、高齢者の区民のために活動しているという従来のイメージとどこが違うのか、ぱっとわからないところがあります。ですので、もう少しこの見せ方なり、あるいはいろんな共生型のイラストを入れるといった工夫で、まずは大田区が考える共生社会というのはこういうものだということをイメージしていただいて、それを受けてこの3年間どういう準備をしていくかというところを、もう一回整理して明記していただきたいと思います。以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。事務局の方、お願いします。

高齢福祉課長 : いつもありがとうございます。実は絵が出来上がったのが昨日ぐらいで、この絵はまだまだ高齢者の方々に特化しているようなイメージがあるということについて、同じ思いでございます。前回も会議でご確認いただきましたように、この包括ケアの基盤がまさに2040年代につながっていく、そこをもう少し全体の中でイメージしていかなければいけないというのは全く同じ思いであります。もう少し特にポンチ絵の部分は、区民の皆さんにとってみたら、これで一目見たときに今後大田区が第8期で何をやっていくのかというところが伝わるようにしなければいけないと思っておりますので、表記を含めて精査させていただきたいと思います。今回の計画の根の部分につきましては、包括ケアという、いわゆる、今までの高齢者の方々を地域で支えるというイメージが非常に強いのですけれども、その枠の中に収まっているというつもりではないというのは前回もご説明した通りでございます。あとは個々の施策の中で委員からもお話がありましたように、どこの部分から着手できるかという部分につきましては、もう少し個々の事業の中で見ていかなければならない部分があると思います。その辺の部分、先ほど申し上げました通り、評価の中できちんと見ていくといった部分も含めて、取り組みを進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

委 員 : ぜひ3年間の中で、どういう棚卸をして、準備をして仕分けていくかというところもやりますといったところも、計画の中にみせていただければありがたいと思いますので、そのような記述を期待しております。

会 長 : その他の委員、いかがでございましょう。

介護保険課長 : 会場の委員の方から手が挙がりました。よろしくお願いたします。

委員：この素案の92ページで、地域包括支援センターの機能強化というところがあります。これは前から打ち出されていたところでございますけれども、特にここで注目すべきところは、複合課題に対する伴走型支援をしていくという動きがこれほど大きく出されたことは、大変素晴らしいと思います。ただ、今まで地域包括支援センターには伴走型というものが盛り込まれてなかったので、どういう風に伴走していくんだということを考えていくところだと思います。具体的には、伴走型となると、かなり手間や人手が必要になってくるのが容易に考えられるところです。そういうところを強化していくのは、目安とか具体的にどうなのか、もしくは、機能をプラスしていく方向性なのか教えていただきたいと思います。

会長：92ページの伴走型支援、事務局の方、いかがですか。

高齢福祉課長：ありがとうございます。伴走型支援や、この前も議論に上りました、重層的な支援体制整備の中で、いわゆる課題が解決できる相談支援と、つながり続けなければいけない相談支援という中の、特に後者の部分でこの伴走型というのは、国の方でも色濃くクローズアップされてきていると区としても認識しています。先ほども話があったように、現実には包括に行った時も8050の問題等はすでに関わっているものもあるのですが、例えばうちの区の包括は、対象年齢が65歳で仕分けをしているといったような部分もございます。あとはつながり続けるために、例えば人手の問題ももちろんあり、その分も当然見ていかなければいけません。しかし、例えば、介護人材も不足していく中で、単に人だけのせていって、同じことをやり続けられるのかということ、もろもろの課題があるのかなと思っています。この部分含めまして、今年度から、高齢福祉課と包括のセンター長で内部検討会というのを立ち上げさせていただいておりまして、種々諸々の課題についても意見交換をさせていただいているところでございます。そういったものを加味しながら、今後どの方向が望ましいかを、包括内部の検討を進めながら、大田区全体としては重層的な体制整備という大きな課題も挙がってまいりますので、総合的に検討しながら進めたいところであります。ここの部分を注力しますというのは追いつけないところもあるのですが、逆に言えば、ありとあらゆるものを、先ほどもございましたとおり、一度棚卸といったところも含めまして、取り組んでいかなければいけないのかなと所管課としては認識しているところであります。

会長：ありがとうございます。その時はぜひ、伴走型支援とは何かという定義というか、概念規定を固めて、区が考える伴走型支援とはこういうことですよとい

うことを考えたうえで進めていただけたらありがたいと思います。これをどのように考えるかによって、大田区が考える地域共生とはどのようなものか、ということとつながりが深いので、棚卸のひとつに含めていただければと思います。

介護保険課長：先ほど Web 参加の委員から手があがっておりました。発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

委員：私の方からは、143 ページ、115 ページあたりの保険料の賦課状況、収納状況についてです。だいぶ以前に比べると、98.3%の収納率というところで、かなり向上しているようにみえます。これは皆さんの努力というか、やはり区民の皆さんにこの介護保険制度が役に立っているという実感があるから、支払っていただいているのだと思います。一方、やはり、持続可能という観点から考えると、皆さん実はかなり負担になっている部分もあるのではないかと考えています。推計中なので8期の数字は出ていませんけれども、155 ページの4段階、5段階、6段階ぐらいの人たちというのは、かなり大変な状況で支払いをしているのではないかなと思います。マスコミ等の報道でも、例えば滞納整理で差し押さえ等があると聞いていますけれど、これは大田区の場合に滞納整理期間収納できない方々の階層というのは大体どの辺が多いかというのは分かりますか。

介護保険課長：介護保険課長からご説明申し上げます。まず大前提といたしまして、保険料は年金からの特別徴収、いわゆる天引きで90%集めてしまうものです。残りの部分が、前期高齢者の方の自営の方や、まだ就労されている方、あるいは年金を後ろ倒しでもらうために年金をもらっていない方などになります。そういった方は普通徴収といって、納付書で徴収させていただいているところです。実際、滞納をされる方に対して、所得段階が低い方につきましては、電話や本人と調整して、訪問して徴収するという形をとっています。滞納整備も大田区は法律の定めがある関係上、やらなければいけないというところではありますが、やはり押さえる資産が多い方が中心になってしまうところがございます。例えば142ページの表の中にあります、15、16、17段階という現役並みの所得、1000万以上を方につきましては、数としては10人ほどしかおりません。そういった方が滞納整理にかかるということは非常に少ないですが、そういった方もいらっしゃるにはいらっしゃいます。低所得の方は、極力お願いしながら、相談しながら、無理のない範囲で進めていっているというところでございます。よろしゅうございますでしょうか。

委員：はい、ありがとうございます。

会長：そのほかの委員の方いかがでしょうか。

介護保険課長：それでは会場の委員から手があがりましてのでお願いいたします。

委員：2点ございます。1点目が先ほどのポンチ絵の話ですが、前回も申しましたが、コーディネーターという部分にご意見を申し上げたいと思います。前回からかなりポンチ絵が進化したと思います。特にネットワークの強靱化という、いわゆる公的な輪と、地域と共生の地域づくり、これがある意味では輪が重なっているということは、ひとつの良い方向かなと思います。8ページにコーディネーターの説明が付け加わったという風に思います。真ん中あたりの包括的な支援の構築に向けた体制づくりという中に、具体的にコーディネーターの説明だと思うのですが、この辺をもう少し絵の方に落として頂いたり、区の計画でいうコーディネーターというのがこういう役割とこういう名称を使うと、ある程度はつきりさせるような形をつくったらどうかなと思います。このコーディネーターという部分がひとつのキーワードになると思っております。

2つ目が、121ページの進行管理、評価指標の中ですが、それぞれ基本目標1、次のページに2、3といったように指標が載っています。その中の指標にこれを付け加えたらいかがかと提案をしたいと思います。

まず基本目標1には、先ほど元気高齢者担当課長が、フレイルに取り組むということをおっしゃってございました。実態調査もするとのことで、先生もいらっしやってますけれども、ずっと健康長寿医療センター研究所と取り組んできたフレイルの取組み、第7期でも取り組んでおりますので、これを第8期に、どのように取り組んでいくかについて、ぜひ指標としてあげていただきたいと思います。

基本目標2でいきますと、先ほど申したコーディネーターかなと思います。コーディネーターがどのように活動してどのような指標を置くのかと、8期の大きなキーワードだと思っておりますので、生活支援体制整備になるのか、あるいはコーディネーターをどのように地域の中で活躍していくのかという部分を是非指標として、これは社会福祉協議会もかかわる部分ですので、指標を設定したらいかがかなと思います。

最後に、基本目標3です。指標が5つ並んでおりますが、この中で、成年後見、権利擁護、こちらの視点が非常に重要だと思います。今、福祉管理課をはじめとする成年後見の利用促進の検討支援会議、あるいは老いじたくという

ように、取り組もうとしております。こちら、ぜひ指標に取り込んでいただいて、3年間の中でどのように進んでいくかと確認する必要があるのかなと思います。以上、よろしくお願いいたします。

高齢福祉課長：高齢福祉課長からご説明申し上げたいと思います。コーディネーターの部分は、極力ポンチ絵でも頑張ってみたつもりではあるのですが、今まで頂いた意見を含めてどこまで記載できるかということにつきまして、少しお預かりをさせていただきたいと思います。また、コーディネーターの記述の部分につきましても、これだけの記述でどうなのかというのは同じ思いでございます。表現としてはコラム的な言い方になっていて大変恐縮なのですが、11 ページのところ、今はまだ何も記載をしていないのですが、ここにコーディネーターの具体のものを記述しようかと考えておりますので、全体のバランスを見ながら、どこまでを記述できるのかという部分につきましては、またお時間をいただければと思います。

指標設定の部分でございますけれども、今いただいたご意見は非常に貴重なご意見だと思います。これもどのような指標が取れるかといったところにつきましては、即答が難しい部分もございますので、一度事務局で預からせていただければということで返答させていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：コーディネーターは今回の計画、それから地域福祉計画の中でも非常に重要な位置づけとなっておりますので、ぜひ、区民にとってわかりやすい名称と統一した部分を作ってきたらなあと思います。以上です。

会長：コーディネーターの部分、ポンチ絵なのであんまり細かくなってしまうとポンチ絵ではなくなってしまうので、区民の方には分かりにくくなるので、別にするとか、何か工夫をしていただいて、区民の皆様のご理解が進むようにとお願いいたします。ありがとうございます。他に手が挙がっていますか。

介護保険課長：会場の委員から手が挙がっておりますので、お願いいたします。

委員：先ほど、フレイル予防の私どもが大田区でお手伝いした事業をまた第8期でもさらに推進をというご発言がありました。私はこのフレイル予防の元気シニア事業というのは、単に高齢者の体力アップの事業ではなく、いわゆる地域づくりを基盤として、またあるいは地域づくりに資するフレイル予防の対策と考えております。高齢者自身が栄養・運動・社会参加を通じて、自分たちの

自助としてフレイル予防に資すると同時に、そうした輪を広げていくことで、地域全体の活性化とか地域づくりに資するというのが重要だと思います。

確かに、第7期の中にモデルの3地区中心に、地域づくりにおける成果まで見えてきたかと思いますが、まだ、私達の力の弱いところがございます。横展開というのが不十分なところもございます。あとは、既存の3つの事例自体もどうしてもまだ自助の部分、自分の健康づくりという意味での活動にとどまっている部分も多かったかと思います。第8期は互助でしたり、共助といったところに深めていくということも重要だと思います。おそらく、高齢者が元気でフレイル予防をやっていく中で、地域づくりができると、その地域づくりの中で、先ほどの共生社会ではないですが、高齢者だけでなく、サポーター、担い手、連携先といったいろいろな属性の人も参加者になったり、賛同してくださると思います。また、商店であったり事業所であったり、多様な地域の資源と連動しながらやっていけるという意味で、潜在力のある事業だと思います。なので、フレイル予防の事業自体が、基本目標の中で何らかの形で深化あるいは拡大あるいは強化していくということのひとつの介護予防的な側面の指標に入れていただけると、私達も頑張っただけで応援していきたいと思いますので、ご検討いただければと思います。以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。フレイル予防は、基本はもちろん自助が中核になると思いますが、それではなく、地域包括ケアシステムでいうところの互助へステップアップする、自助から互助へのステップアップをやっていかないと、地域づくりにはなっていないという構造だと思います。そういうことが分かるような記載・施策をもう少し明確に打ち出してもいいかもしれません。他にありますか。

介護保険課長 : Web 参加の委員から手が挙がっております。よろしくお願いたします。

委 員 : 細かいところを教えてくださいなのですが、8期の体系図の中の、6番目の災害時等に備える体制の強化のところ、90 ページにあります。その避難行動要支援者名簿の登録推進と活用の中に医療処置が必要な高齢者の、例えば在宅酸素を行っているとか、レスピレータをつけている高齢者も含まれるという認識でよろしいのでしょうか。関係機関との連携を進めますと書いてあり、高齢福祉課と福祉管理課という管轄が書いてあるのですけれども、医療処置のある方が今のところはその中に含まれていないイメージを持ってらっしゃるのか教えてくださいたいと思います。

高齢福祉課長：避難行動要支援者の中に、そういったいわゆる医療管理をしているという方も当然対象になっているという認識をしておりますし、今、区の方でも個別の支援プランの中では、一部の事例ではございますが、いわゆる人工呼吸器をつけてらっしゃる方の避難支援プランはすでに着手しております。今後、この部分はさらなる充実を図っていかなければいけないという認識はしておりますので、この部分にはそういった方々も対象の概念には含まれているということと、今後、この新たな名簿の活用方法といった部分も含めて、検討を進めていきたいというところでございます。

委員：ありがとうございます。

会長：これは名簿提供となっておりますが、コンピュータ、いわゆる電子媒体で提供しているものですか。紙媒体ではなくて。

高齢福祉課長：こちらの名簿につきましては、電子媒体ではなく紙媒体で提供させていただいております。

会長：ありがとうございます。いざというとき、本当の大災害の時には想定している、予定している仕組みがすべてダウンしたときだと思った方がよいということですね。その時、パソコンを使って管理をしていたら全然役に立ちません。大田区では紙媒体で管理し、そういう場合でも機能できるように、素朴だけど機能する仕組みを考えておられるというところでよろしいでしょうか。

委員：わかりました。それと、その前にある在宅医療連携ノートを、避難所に持っていかれるというイメージも持ってらっしゃるのかなと思ったのですが、紙媒体だとお聞きしているので、それで私の疑問は解けました。  
ありがとうございました。

会長：そうですね、気を使ってやっていただいているものと思っています。他にいかがでしょう。

介護保険課長：会場の委員から手があがっております。よろしく願いいたします。

委員：施策名 11 番の、効果的・効率的な介護給付の推進、113 ページになります。平成 30 年度から大田区居宅介護支援専門連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的とするケアプラン点検という記載があります。

委託を受けている形でケアプラン点検をさせていただいておるのですが、本来保険者とともに行うというのがケアプラン点検の趣旨にもなります。今、ほとんどうちの連絡会のみで点検をしている状況です。なので、次年度以降、保険者の方も関われるような体制づくりをお願いしたいというのが要望です。

会 長 : これはいかがでしょうか。東京都庁のガイドラインでケアマネジャーさんと居宅介護支援事業所と保険者がともに行うケアプラン点検というガイドラインが出ていたりします。このあたりについて、事務局、いかがですか。

介護保険課長 : 介護保険課長です。若干ですが説明させていただきます。ただいまケアプラン点検を連絡会さんの方をお願いしておるところですが、介護保険課でもなかなか専門職など、専門性の問題もあって、十分にマンパワーの確保ができていない状況でございます。ただ、そうは言ってもやらないわけにはいかないので、何とか資格がある非常勤の者を採用したり、職員で資格を持っているものに頼ったりしながら今後も進めていかなければならないと考えております。組織的な点検は委託の方で行っておりますが、単発的というか、そういったものは介護保険課でも確認をしながら進めているというところがございますので、今後はもう少し組織的にできるように掲げていければというように考えています。以上でございます。

会 長 : 保険者と介護支援専門員がともに行うケアプラン点検とガイドラインは、専門職でなくてもできる点検という視点で作りました。都民の皆さんがいかに関心を持って、幸せな暮らしを送れるようになるかという視点で点検を行うことになっています。専門職でなくても、一般の方々が区民目線でみて、これはおかしいなと思うところはおかしいのです。保険者が一緒に点検をして、区民の皆さんの自立した日常生活のことを考えていただくということが、ケアマネジャーにとってもモチベーションを高めることにもなると思います。区役所としても一生懸命やってみる、そういう姿勢もありますので、ぜひ一緒にやっていただけたらありがたいなと私も思います。

他にございますか。

介護保険課長 : 会場の委員の手が挙がっておりますので、よろしくお願いたします。

委 員 : 私からは2件あります。まず、29 ページを見ていただけたらと思うのですが、29 ページに上から 11 行目、地域カルテに、基本理念である「高齢

者が住み慣れた地域で安心して暮せるまちをつくる」との方向性に沿った取組が進められるよう、継続的に支援していきますという趣旨が書かれています。この基本理念の内容と、地域共生社会というところの文面等も追記していただけたらと思っております。

なぜかという、地域カルテのいくつか各地域包括の傾向のところをみたのですが、地域の現状と課題といろいろと書かれています、その視点を全般的に見たところ、地域共生社会と先ほどお話があったように、私たちが考えているような、ステップごとに何かしたいという思いやビジョンが、地域包括支援センターにこれから届くところだと思うのですが、そこに届けることが第一ステップだと思います。つまり、地域共生社会の視点で高齢者をどのようによりよく生きていけるようにしていくのかというふうに、もう少し視点を広げるといえる感じでしょうか、その辺で各包括に考えていただきたいと伝えるメッセージを踏まえて、先ほど29ページの文面のところには、地域共生社会というのを追記した方が良いかと思うところが1点目です。

会 長 : 29ページに姿勢みたいなものを追記しましょうということですね。

委 員 : そうですね。2点目ですけれども、106ページ目を開いてください。「業務効率と介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を進めます」の1段落目と2段落目についてです。1段落目の「介護事業所における業務の効率化」という文章と、2段落目の視点について、区と事業者の連絡会とで計画的にガイガイと進めていかないと、待ったなしの状況なのではないかという現場のサイドの視点がございます。動きの良い事業者の連絡会もたくさんございます。この辺のビジョンだけではなく、先ほどの言葉を借りますとステップごと、今期3年間は1年目でこれぐらい着手して、2年目はこれぐらい着手してというように、もう一個短期目標みたいなものを入れていくと、現実性が出まして、この介護人材、働く人たちの少しの業務量の減を目指して取り組み、介護事業をそこからつなげていけたらと思っております。以上です。

会 長 : ありがとうございます。事務局いかがですか。

高齢福祉課長 : 地域カルテの中における目指すべき方向性という記述の部分につきましては、タイトルが地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けてというタイトル感もありますので、どのような記述にするかも含めて一度持ち帰りたいと思います。ただ目指すべき最終目標を表示していくというのは、とても大事な視点だと思いますので、何らかの形で反映できるようにさせていた

だきたいと思います。2点目の部分につきましては、担当者に代わりますのでお待ちください。

介護保険課長：それでは、2点目につきまして、ご説明いたします。人材確保のいわゆるロードマップを示すというような形で、ステップ1、2、3みたいな形で進んでいってほしいという思いではないかと思えます。ロードマップですが、例えばICTについて、まだどのような形が成功モデルなのか、一番の理想形なのか、といったものが見えていない現状でロードマップを示すというのはかなり厳しい、難しいものがあるのではないかと思えます。抽象的なところと、事業所によって効率化のやり方、効率化の視点も違ってくるので、それを行政が「こうだ」と枠をはめるとするのは、どうかというところもあります。

また行政の考え方が事業者の皆さんを縛るというところでは、本来のプランのあり方違ってくると思い、このような書き方になっております。ご了解いただければと思います。

会 長：ありがとうございます。

介護保険課長：先ほど会場の委員から手があがっておりましたので、マイクをお渡ししてよろしいでしょうか。

委 員：細かいところですが、A3のカラーのところについて、普段相談窓口をしており、つなぎ先ということで社協さん、大田成年後見センターさんや障がい者サポートセンターさんにつなぐことがあるのですが、生活困窮の方のご相談も伺う機会もあり、JOBOTAさんへつなぐことも増えています。そこでこの図を見ると、JOBOTAさんの名前が書いておりません。生活支援や住まいの支援もやってくれるので、ここに入れられないのかどうかをお聞きしたいと思います。

高齢福祉課長：ポンチ絵の部分で、包括の日頃の業務で、JOBOTAという生活体系の部分の事業を担っていただいております、非常に関係が深いというところで、そういう事業者名を入れられないかというご意見をいただいたところでございます。

このポンチ絵は、これだけの機関が関わっているということで、皆さんのいろいろな立場で、あそこもあそこもといった具合であると思えます。先ほどコーディネーターのところでご意見を頂いたところもございますので、どこまで描き切れるかという部分で、今一度我々のほうで、例えばJOBOTAさんのところで、就労のところがそこに関与していたり、住まいのところも居住のどこ

ろで関わっているところで、JOBOTA さんの名前がなくても、関わっているという認識もできるのですが、名前を全部載せるかというの、標記全体のバランスを含めて、再度練り直しをさせていただきたいと思います。そういったことでよろしいでしょうか。

会 長 : ありがとうございます。様々な貴重なご意見を賜りましたので、事務局で受け止めまして、より良いものを作ってパブリックコメントに向かっていくという段取りで進めることかなと思います。ありがとうございます。

これで素案に対する審議を終了させていただいて、報告事項に移らせていただきたいと思います。

#### 【報告事項】

介護保険課長 : それでは、介護保険課長の方から、再度司会を務めさせていただきます。次第の 4、報告事項ということで、区民説明会・パブリックコメントの実施ということで標題の報告を、高齢福祉課長からご説明申し上げます。

高齢福祉課長 : それでは私の方から、区民説明会・パブリックコメントの実施につきまして、資料番号の 2 を用いてご説明したいと思いますので、資料をおめくりください。最後の 2 枚、こちらを使いながらご説明をしたいと思います。

区民説明会・パブリックコメントにつきましては、計画の策定にあたりまして、区民の皆さんからご意見をいただく機会として実施をさせていただきます。例年であれば、区民説明会は区民の皆様と直接われわれの気持ちをお届けしたいというところで、参集型の説明会を実施させていただいているところでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえまして、今年度につきましては、区民説明会については、大田区の公式 YouTube チャンネルの方で、動画を配信しての説明という形に変えさせていただきたいところでございます。動画につきましては、30 分程度の動画で編集をさせていただきまして、配信させていただく予定でございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、資料 2 に記載の通り、12 月 22 日から 1 月 12 日の火曜日までの予定で行わせていただきます。この期間中、動画の方を同じ期間中動画の方も配信をさせていただきます。パブリックコメントの実施につきましては、そちらに資料として掲載しております素案、これから修正をかけていきますが、素案のほか、概要版とも合わせまして、お示しをできればと考えているところでございます。意見の提出方法につきましては電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかによりまして区の指定する様式にて提出を頂く予定でございます。今回はコロナの影響もございまして、窓

口へのご持参のご案内は特段行わないということで、取り組んでいきたいと思っております。資料一番下になりますが、区民の皆様への周知につきまして大田区報の12月21日号に掲載をさせていただきます。また、あわせて区のホームページ、また高齢福祉課、介護保険課でポスターの掲示や、チラシの配布を行う予定でございます。

動画の方は、どのようなものかということで、まだ確定ではございませんが2枚目にイメージを記載させていただいております。必ずしも部長、課長が3人並ぶかどうか等は未定の部分でございますが、基本的には全体の概要等々をパワーポイント資料でご説明をさせていただきますして、それについて説明者が内容を読み上げるといったような形式で考えてございます。また、区の方で大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例が制定されたことも受けまして、手話の方にもご登壇いただく仕組みで動画の作成をする予定でございます。私の方の説明は以上でございます。

会 長 : パブリックコメントで、(2)の対象の、区内在住、在勤、在学、次にその他計画に利害関係を有する方の「利害関係を有する」というのに違和感がありました。これどういう意図ですか。

介護保険課長 : 例えば、近隣区で事業をされてる、大田区にサービスを提供されている事業者だったり、住所地特例で入っておられるその先の施設の方、そういった方は8期の保険のところに関わってくるというところで、意見を述べる機会はある程度設けないといけないと考えております。

#### 【閉会】

介護保険課長 : 特にないようでしたら、ここで第4回の会議を終了させていただきたいと思っております。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございました。また次回もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。